

意見書案第2号

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

上記の意見書を関係方面に提出されたく、別紙のとおり加東市議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成29年12月22日

加東市議会産業厚生常任委員会
委員長 小紫泰良

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

道路は、地域の発展や経済社会の活性化を促進し、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には緊急輸送などライフラインとして機能し、豊かな暮らしを築くため、市民生活に不可欠な社会基盤である。

本市では、加古川河川改修事業が進む中、それに伴う市道の整備や滝見橋の架け替え、老朽化による橋梁の長寿命化に加え、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、多くの課題への対応も急がれ、道路整備財源の確保が大きな課題となっている。

道路の整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「道路財特法」という。)」の規定により平成29年度までの时限措置として補助率等が嵩上げされており、今後も着実に整備を推進する上で、財源の確保は不可欠である。また、地方の市町が必要な道路整備や適切な維持管理を行うためには、財政力に配慮した引上げ措置が必要である。

よって、本市議会は国に対し、迅速かつ着実に、必要な道路整備や適切な維持管理が推進できるよう、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 地域の安全・安心、経済の発展を促すための道路整備及び適切な維持管理を推進するため必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官 様

兵庫県加東市議会議長 藤尾潔